

児童手当の申請はお忘れなく

児童手当は、小学校3年生修了前までの児童を養育している一定の所得限度額以下のかたに支給する手当です。

支給額
第1子・第2子 月額 5,000円
第3子以降 1人月額 10,000円
支給月は、2月・6月・10月で4か月分まとめて支給

されます。

申請方法

子どもが生まれたり、小学校3年生修了前の子どもと一緒に転入したかたは、児童手当等認定請求書に必要事項を記入のうえ、保健福祉課へ申請してください。(公務員のかたは勤務先へ)

「健康保険被保険者証の写し

または年金加入証明書(会社員のかた)、「前住所地の児童

手当用所得証明書(H17・

1・1現在明和町にお住まいでなかったかた)が必要です。こんなかたは届出を

今までも所得制限で却下され

たかたでも、前年の所得が減少したり、扶養親族の増加等により該当すると思われるか

たは5月中に認定請求をして

ください。

現況届(6月)

児童手当金を受給しているかたは、毎年6月に現況手当を提出していただきます。これは受給資格を確認するものです。後日受給者に通知しますので、忘れずに手続きをお願いします。

詳しくは、保健福祉課へお問い合わせください。

保健福祉課

☎ (84) 3113 (直通)

国保加入・脱退のときは14日以内に届出を

国民健康保険は、会社の医療保険に(健康保険、共済組合など)に入っていない人が

必ず加入しなければならない保険です。次のようなときには、必ず14日以内に届出をしてください。

加入手続きが遅れますと、そのまま国保税が課税されます。

また脱退の手続きが遅れますと、国保負担の医療費を返還していただくことにもなりますので、届出はお早めに済ませてください。

国民健康保険をやめるとき	国民健康保険に入る時	届け出が必要な場合	手続きに必要なもの
職場の健康保険の被保険者になったとき	他市町村から転入したとき	他市町村から転出したとき	印かん、他の市町村の転出証明書
職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	印かん、職場の健康保険をやめた日付の入った証明書
外国人のかたがやめるとき	子どもが生まれたとき	子どもが生まれたとき	印かん、被保険者でなくなった日付の入った証明書
外国人のかたがやめるとき	外国人のかたが入るとき(在留期間が1年以上あるかた)	外国人のかたが入るとき(在留期間が1年以上あるかた)	印かん、国保の保険証、母子健康手帳
外国人のかたがやめるとき	他市町村に転出したとき	他市町村に転出したとき	印かん、国保の保険証
外国人のかたがやめるとき	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保の保険証、職場の健康保険証
外国人のかたがやめるとき	職場の健康保険の被保険者になったとき	職場の健康保険の被保険者になったとき	印かん、国保の保険証
外国人のかたがやめるとき	職場の健康保険の被保険者が死亡したとき	職場の健康保険の被保険者が死亡したとき	印かん、国保の保険証
外国人のかたがやめるとき	退職者医療制度の対象になったとき	退職者医療制度の対象になったとき	印かん、国保の保険証
外国人のかたがやめるとき	住所、世帯主、氏名が変わったとき	住所、世帯主、氏名が変わったとき	印かん、国保の保険証
外国人のかたがやめるとき	出稼ぎや長期の旅行に行くとき	出稼ぎや長期の旅行に行くとき	印かん、国保の保険証
外国人のかたがやめるとき	修学のため別に住所を定めるとき	修学のため別に住所を定めるとき	印かん、国保の保険証、在学証明書
外国人のかたがやめるとき	保険証をなくしたり破損したとき	保険証をなくしたり破損したとき	印かん、身分を証明するもの、破損した保険証

住民課

内線145